

## 労災隠しの実態と労災指定医療機関の問題、精神障害の労災認定について

本多雄二

過労死ゼロ代表

Yuji HONDA The Reality of Concealment of Work-Related Accidents, the Problem of Designated Medical Institutions for Work-Related Accidents, and the Problem of Recognition of Work-Related Accidents for Mental Disorders

### 1. はじめに

筆者は、2001年9月26日に東邦銀行桑野支店勤務時に、得意先係として原付バイクで営業活動中に、後方から追い越しをかけてきた森永製菓の営業車に追突された事故について、事故から23年目の現在まで7回の入院手術を経験し、外傷後ストレス障害、混合性不安抑うつ障害で療養している。

本来、労災保険で救済されるはずが、2003年3月29日で治癒の判断から、未だ精神疾患は業務上の負荷は「弱」として労災不支給の決定が続いている。また、建築業の死亡事故への労働災害補償金の不支給取消訴訟では、最高裁が上告を棄却した判例がある(平成22(行ヒ)273)。

筆者は、東日本大震災、福島原発事故後の2011年8月24日、無断欠勤による懲戒処分警告、2012年4月6日解雇処分を受け、2015年3月13日強制執行による立ち退きにより、現在の仙台市へ転居し、労災認定による復職支援、解雇撤回の主張から労災請求を現在も続けている。

### 2. 労災隠しによる時効問題

2001年9月26日の業務上の交通事故では、本来、速やかに提出されるべき死傷病報告書<sup>1)</sup>が、被災労働者の主張により、2003年11月27日に提出された。なお、郡山労働基準監督署は、遅延理由書の提出を求め、受理されている。労災隠しの事実が、明らかであるにもかかわらず、死傷病報告書が受理されたことで、2007年5月25日の法令遵守委員会では、問題なしと東邦銀行では見解を崩していない。ここで労災隠しの時効は何年であるか、知人の特定社会保険労士に相談したが即答できず、筆者も知らなかった。

仙台労働基準監督署で、死傷病報告書が提出されてから、3年で時効<sup>2)</sup>であると知った。本来、2001年9月26日の違法行為である労災隠しは、2006年11月27日で時効成立していたのである。筆者が内部告発したのは、2008年7月7日であった。違法行為が余りにも罰金50万円<sup>3)</sup>で軽微な犯罪になっており、多くの労災隠しが横行していると筆者は考えている。上場企業にとって50万円の罰金では、余りにも軽すぎて行政機関も監督指導が十分になされる人員状況になく、法律の改正が必須であり、労災隠しに時効があってはならないと考える。

### 3. 東北大学病院の保険請求が初診から14年後、労災認定になった経緯について

2001年9月26日 業務上原付バイク事故、救急車で搬送

2002年5月8日 労災申請の依頼(支店長らから人事部へ依頼)

2003年3月7日 郡山市から福島市への転勤辞令(人事部)

2003年3月11日 東北大学医学部附属病院整形外科を初診、翌12日診察

2006年4月27日 郡山労働基準監督署、労災不支給の決定

2007年10月29日 東北大学病院長が郡山労働基準監督署へ診療費受領と虚偽回答

2009年5月8日 郡山労働基準監督署、労災不支給の決定

2011年3月11日 東日本大震災、福島原発事故、翌日出勤以降出勤できず欠勤

2011年9月27日 東北大学病院診療費の請求漏れで患者に医療費10割請求

2013年12月18日 東北大学病院の領収書発行

2017年5月30日 東北大学病院医事課課長謝罪

2017年8月23日 東北大学病院労災認定2日分（初診から14年後）

2021年4月21日 東北大学病院自賠責後遺症診断書では、症状固定は未定である。

医療事務事故に対する東北大学病院での相談や仙台市市役所健康安全課課長からの回答は、東北大学病院の苦情相談窓口を案内され、医療法に関するもの以外対応できない、というものであった。

労災事故は、本来、労災指定医療機関として直接請求できるはずが、公立医療機関からの労災保険の診療費請求権の時効3年によって、請求が困難になり、病院長の虚偽回答が開示請求によって明らかにされたものである。そして、東北大学病院の領収書による領収が2013年12月18日であり、2年後の労災費用請求の時効前に労災請求したことで、2日間労災認定された事実である。しかし、精神的疾患は、車やバイク、自転車の運転が恐怖でできなくなり、不眠やフラッシュバックのPTSDが生じた業務上の負荷は「弱」として、2023年9月4日に労災不支給の決定となっている。なお、労災不支給取消訴訟では、「中」の裁定がなされ、労災不支給となっている。

初診から労災不支給後、再々労災申請(2006年4月27日不支給→2009年5月8日不支給→2017年8月23日整形外科認定)で14年の年月を費やしたことは、重大な問題である。

#### 4. 今後について

労災保険における精神疾患の認定基準が2023年9月1日改正された<sup>4)</sup>。筆者は、新たな労災基準で労災認定され、復職支援を受け、解雇撤回されることを願っており、多くの精神疾患の不支給の被災労働者のためにも、「弱」であった患者が「強」で労災認定されることで、労災隠しの厳罰化(被災労働者と主治医からの労災告発の責務を追加)を求める。また、2013年10月1日、健康保険法改正され業務外が削除されたことで業務上の被災労働者が労災不支給後、健康保険法が使えるようになったが、被災労働者のための更なる労災隠しの壊滅のための法律改正、指導監督強化に期待したい。

#### 注

1. 労働安全衛生規則第97条
2. 刑事訴訟法第250条第2項6号
3. 労働安全衛生法第120条、同121条
4. 2023年9月1日基発0901第2号 精神疾患の労災認定基準改正 「心理的負荷による精神障害の認定基準」